業務委託契約書

株式会社◯◯（以下「甲」という。）と、○○（以下「乙」という。）とは、甲の業務委託に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

本契約は、甲乙相互間の信頼にもとづく公正な取引関係を確立し、甲が乙に対し、第２条に定める業務を委託し、乙がこれを引き受ける。

第２条（委託業務）

１　甲は、別紙に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　甲又は乙は、必要があるときは、相手方に対し、委託業務の内容、実施方法等の変更及び追加等を求めることができるものとする。この場合、甲乙間で委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを協議のうえ、書面又は電子メールその他の電磁的記録により合意内容を明示によりあらためて決定するものとする。

第３条（善管注意義務）

乙は、善良なる管理者の注意をもって、委託の趣旨に従い、委託業務を遂行するものとする。

第４条（再委託）

１　乙は、委託業務の履行に際し、委託業務の一部について、甲の同意を得て、第三者（以下「再委託先」という。）に再委託できるものとする。この場合、乙は再委託先と再委託の範囲を甲へ事前に通知するものとするし、甲は不合理に同意を留保してはならないものとする。

２　乙は、再委託先に対し、本契約における乙の義務（第７条の秘密保持義務を含む）と同様の義務を負わせるものとし、再委託先の義務違反は乙の義務違反とみなされるものとする。

第５条（業務委託料等及び支払方法）

１　甲は、別紙に定める業務委託料を乙に支払うものとする。

２　経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議のうえ、書面又は電子メールその他の電磁的記録により合意内容を明示してこれを改定できるものとする。

第６条（契約期間）

本契約の有効期間は、別紙に定めるとおりとする。

第７条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約に関連して知りえた相手方が秘密として明示した技術上・経営上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、事前の相手方の承諾がない限り、本契約の目的の範囲を超えて使用してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報（個人情報を除く。）は秘密情報に含まれない。

1. 相手方から知得する前にすでに保有していたもの
2. 相手方から知得する前にすでに公知のもの
3. 相手方から知得した後に、自己の責によらない事由により公知となったもの
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務なく知得したもの

２　甲及び乙は、事前の相手方の承諾がない限り、秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員を除く第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合、必要最小限の範囲にかぎり、当該秘密情報を開示することができるものとする。

1. 公的機関から法令等に基づく秘密情報の開示請求があった場合
2. 法令等により秘密保持義務を負う専門家に秘密情報を開示する必要がある場合

３　甲及び乙は、本契約終了時又は相手方の要求のあるときは、相手方の指示に従い、直ちに秘密情報（複製物も含む。）を相手方に返却するか又はこれを破棄・消去するものとする。

４　本条の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

第８条（個人情報）

１　甲及び乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含む。）第2条に定める個人情報を意味する。）を、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令及びガイドライン等に基づいて適正に取り扱うものとし、目的外利用、漏洩、紛失改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

２　本条の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

第９条（実績の開示）

乙は、甲の承諾を得た場合には、甲の承諾の範囲内において、本契約に基づき乙が行った委託業務の概要を開示することができるものとする。

第10条（著作権）

１　委託業務に関する納入物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同じ。）は、納入時に乙又は再委託先から甲に移転する。なお、かかる著作権移転の対価は、第５条の業務委託料に含まれるものとする。ただし、乙又は再委託先が本契約締結前に独自に有していた著作物または汎用的に利用可能な著作物の著作権は、乙又は再委託先に留保されるものとする。  
２　乙は、甲に対し、納入物の使用に必要な限度で前項ただし書の著作物の利用を許諾し、また再委託先をして許諾させるものとする。かかる利用許諾の対価は、第５条の業務委託料に含まれるものとする。  
３　乙は、甲に対し、納入物に関する著作者人格権を行使しない。乙は甲に対し、再委託先による著作者人格権を行使させないことを保証する。

第11条（損害賠償）

乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合に限り、甲に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、この場合の賠償額は、乙の故意または重過失による場合を除き、本契約に基づき甲から乙にすでに支払われた業務委託料の額を上限とする。

第12条（不可抗力）

天災地変その他甲乙双方の責に帰すべからざる事由により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じたときは、本契約はその部分について、当然に効力を失い、甲及び乙は、ともにその責を負わないものとする。

第13条（契約期間中の解約）

１　甲及び乙は、本契約期間中であっても、５日以上の予告期間を定めて本契約を解約することができるものとする。

２　前項にもとづく解約については、甲及び乙は、相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第14条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方に以下に定める事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、何ら通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方は、当該当事者に対し負担する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務の全額を当該当事者に弁済しなければならない。

1. 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
2. 本契約に違反し、その違反が重大なとき
3. 手形、小切手を不渡りとしたとき、銀行取引停止処分を受けたときその他支払不能又は支払停止となったとき
4. 差押、仮差押、仮処分、又は租税滞納処分等を受けたとき
5. 破産手続開始、民事再生手続開始、又は会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき又はこれらの手続若しくは任意整理の手続が開始されたとき
6. 監督官公庁から営業停止、又は許認可等の取消処分を受けたとき
7. 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用を毀損し、又は毀損するおそれがある行為をした場合
8. 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれがある行為をした場合
9. その他、本契約上の義務を履行することが困難と認められる相当の理由があるとき

第15条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、第４条（再委託）その他本契約に特段の定めのある場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときはこの限りでない。

第16条（反社会的勢力に関する表明保証）

１　甲及び乙は、相手方に対し、自己、主要株主、役員及び従業員並びに関係会社その他の関係者等が、暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、不当要求を行う者その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）と一切関係がないことを表明し、保証する。

２　甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、本契約、甲乙間で今後締結する全ての契約において、直ちに期限の利益を喪失し、何らの通知・催告その他の手続を要せずに、直ちに解除することができる。この場合であっても、解除当事者から相手方への損害賠償の請求は妨げないものとする。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第18条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲　【貴社住所をご記入ください】

　　株式会社◯◯

　　代表取締役　◯◯　◯◯　　　　　　　　　　　 ㊞

乙　【求職者様住所をご記入ください】

　　〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

＜別紙＞

１．契約期間

　平成◯年◯月◯日～平成◯年◯月◯日

２．委託業務

　システム開発業務全般。

３．業務実施場所  
原則として業務実施場所を問わない。

４．業務委託料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務内容 | 業務委託料 | 特約事項 |
| システム開発業務全般 | ・月額◯◯円(税込)  ・精算幅：◯時間～◯時間  　　超過：◯円(税込)/時間  　　控除：◯円(税込)/時間　  ※超過の際は、事前の書面又は電子メールその他の電磁的記録による甲の承諾を必要とする。  ・時間単位：作業報告書は１日あたりの作業時間を15分単位で記載するものとし、15分未満の場合は、切り上げとする。  ・乙は業務委託に基づく報酬の請求書を甲に対して発行するものとする。  ・甲は、乙に対して乙が発行した請求書に従い、業務委託料が発生した月の翌月末までに、乙の指定する金融機関に振込むものとする。  ・振込手数料は、甲の負担とする。 | ・業務対応時間：原則として、平日の◯時から◯時の間、業務対応を行うものとするが、事前に甲乙協議の上、変更できるものとする。また、原則として週に◯回、甲のオフィス内で業務対応を行うものとする。甲のオフィスで作業をする際のコアタイムは◯時から◯時までの間とする。移動時間は業務対応時間として計上しない。 |